議案第46号

守口市市税条例の一部を改正する条例案

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年9月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例(平成11年守口市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第33条中「第43条の6第1項」を「第43条の7第1項」に改める。 第43条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」 を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号 とする。

第43条の5第1項中「当該年度の前年度において第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1」に改める。

第43条の6を第43条の7とし、第43条の5の次に次の1条を加える。

(特別徴収対象年金所得者が市の区域外に転出した場合の取扱い)

- 第43条の6 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市の区域内に住所を有しない場合には、第43条の2の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しないものとする。
- 2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課 する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の

公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額は、第32条第1項の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

第138条第2項中「にあっては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。)」を削る。

附則第3条中「、第47条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第47条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、 同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当 該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第3条の2第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第47条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第3条の3中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第7条の4中「附則第35条第1項」の次に「、附則第35条の2第1項」を加え、「附則第36条の2第1項」を「附則第36条第1項」に改め、「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。附則第9条の2の見出しを「(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める場合)」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を

例で定める場合)」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を 「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第29条の2の見出しを「(上場株式等に係る配当所得等に係 る市民税の課税の特例)」に改め、同条第1項中「及び次項」を削り、 「場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌 年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当 等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記 載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは」を「場合 は」に、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当 所得については、第19条第1項」に、「配当所得の金額(以下」を 「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の2の 11第3項で定めるところにより計算した金額(以下」に、「上場株式 等に係る配当所得」を「上場株式等に係る配当所得等」に、「課税配 当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を 「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特 定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。)に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特 定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属す る年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得に つき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項 に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」

に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「第19条第1項」を 「同条第1項」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配 当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第32条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第35条の見出しを「(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)」に改め、同条第1項中「株式等」を「一般株式等」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。附則第35条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次

項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第35条第1項」とあるのは「附則第35条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第35条の3から第36条までを削る。

附則第36条の2第2項中「附則第36条の2第1項」を「附則第36条第1項」に改め、同条を附則第36条とする。

附則第36条の3を削る。

附則第36条の4第2項中「附則第36条の4第1項」を「附則第36条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第36条の4第3項」を「附則第36条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第36条の4第3項」を「附則第36条の2第3項」に、「附則第36条の4第4項」を「附則第36条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第36条の4第3項」を「附則第36条の2第3項」に改め、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第36条の4第3項」を「附則第36条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第36条の4第3項」を「附則第36条の2第3項」に改め、同条を附則第36条の2とする。

附則第36条の5を削る。

附則第38条の2の見出しを「(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本 大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ れに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同 じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第31条から第34条までの規定を適用する。

附則第31条第1	第35条第1	第35条第1項(東日本大震災の被
項	項	災者等に係る国税関係法律の臨時
		特例に関する法律(平成23年法律
		第29号)第11条の6第1項の規定
		により適用される場合を含む。)
	同法第31条	租税特別措置法第31条第1項
	第1項	
附則第32条第3	第35条の2	第34条の3まで、第35条(東日本
項	まで、第36	大震災の被災者等に係る国税関係
	条の2、第	法律の臨時特例に関する法律第11
	36条の 5	条の6第1項の規定により適用さ
		れる場合を含む。)、第35条の
		2、第36条の2若しくは第36条の
		5 (これらの規定が東日本大震災
		の被災者等に係る国税関係法律の
		臨時特例に関する法律第11条の6
		第1項の規定により適用される場
		合を含む。)
附則第33条第1	租税特別措	東日本大震災の被災者等に係る国
項	置法第31条	税関係法律の臨時特例に関する法
		•

	の3第1項	律第11条の6第1項の規定により 適用される租税特別措置法第31条 の3第1項
附則第34条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第11条の6第1 項の規定により適用される場合を 含む。)
	同法第32条 第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第38条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大 震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することが できなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続 人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する 相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧 家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同 じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲 渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家 屋の敷地の用に供していない場合に限る。) における当該土地等 (当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった 時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有してい た部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係 るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当 該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日とし て施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有して いたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されて いた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定 により読み替えられた附則第31条から第34条までの規定を適用す る。

附則第39条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「所則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第40条を削り、附則第41条を附則第40条とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第24条、附則第3条、第3条の2、第3条の3、第7条の4 (「附則第35条第1項」の次に「、附則第35条の2第1項」を 加える部分を除く。)、第32条及び第38条の2の改正規定並び に次条及び附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月 1日
 - (2) 附則第40条の改正規定及び附則第41条を附則第40条とする改正規定 平成26年1月9日
 - (3) 附則第7条の3の2及び第39条の改正規定並びに附則第3条 第3項の規定 平成27年1月1日
 - (4) 第33条、第43条の2及び第43条の5の改正規定、第43条の6 を第43条の7とする改正規定並びに第43条の5の次に1条を加 える改正規定並びに附則第3条第4項の規定 平成28年10月1 日

(5) 附則第7条の4 (「附則第35条第1項」の次に「、附則第35条の2第1項」を加える部分に限る。)、第29条の2、第35条及び第35条の2の改正規定、附則第35条の3から第36条までを削る改正規定、附則第36条の2の改正規定、同条を附則第36条とする改正規定、附則第36条の3を削る改正規定、附則第36条の4の改正規定、同条を附則第36条の2とする改正規定並びに附則第36条の5を削る改正規定並びに附則第3条の5を削る改正規定並びに附則第3条の5を削る改正規定並びに附則第3条第5項の規定平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の守口市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第3条の規定は、延滞金のうち、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例附則第3条の3の規定は、平成26年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税 については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第38条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義 務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡 について適用する。
- 3 新条例附則第39条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 4 新条例第43条の2及び第43条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第7条の4 (「附則第35条第1項」の次に「、附則第35条の2第1項」を加える部分に限る。)、第29条の2及び第35条から第36条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平

成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。